

## 春日井市農地利用最適化推進委員選考委員会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、春日井市農業委員会の農地利用最適化推進委員の候補者(以下「候補者」という。)を選考するため、春日井市農業委員会に置く春日井市農地利用最適化推進委員選考委員会(以下「委員会」という。)の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### (職務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)及び春日井市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱(平成29年1月5日施行。以下「委員委嘱要綱」という。)に基づき、候補者について意見を述べること。
- (2) 候補者の選考に当たり、推薦を受け、又は募集に応じた候補者の活動履歴等の審査を行うとともに、必要に応じて、面接その他適当と認める方法による審査等を行うこと。

### (組織)

第3条 委員会は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 農業委員会会長(以下「会長」という。)
- (2) 農業委員会副会長(以下「副会長」という。)
- (3) 農業委員会会長が指名する農業委員2名
- (4) 農業委員会事務局長

3 前項第1号から第3号までに掲げる者が農地利用最適化推進委員の候補者又は推薦者(以下「候補者等」という。)である場合は、委員となることができない。

4 前項の場合において、第2項第3号に掲げる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 会長が候補者等であるとき 副会長が指名する農業委員 3名
- (2) 副会長が候補者等であるとき 会長が指名する農業委員 3名
- (3) 会長及び副会長が候補者等であるとき 候補者等でない農業委員の互選により定める農業委員 4名

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、農業委員会事務局において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、農業委員会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月7日から施行する。

この要綱は、令和5年5月18日から施行する。